

第 80 回国民スポーツ大会青森市準備委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 80 回国民スポーツ大会青森市準備委員会会則（以下「会則」という。）第 15 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、第 80 回国民スポーツ大会青森市準備委員会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 事務局

(設置)

第 2 条 本会の事務局（以下「事務局」という。）は、青森市経済部国スポ・障スポ大会推進課内に置く。

(所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 4 条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

3 本会の会長（以下「会長」という。）は、特に必要があると認めたときは、青森市職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

4 事務局の職員は、会長が任免する。

(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

第 3 章 決裁

(会長の権限に属する事項)

第 6 条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 本会の委員及び役員等（以下「委員等」という。）の委嘱等に関すること。
- (4) 本会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の運営について特に重要と認められる事項に関すること。

(専決事項)

第7条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
- 3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに会長及び事務局長に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りでない。

第4章 文書及び公印

(記号及び番号)

第9条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は「青市国準」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。
- 4 決裁文書には、次に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 事務局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 事務局次長

(文書の保存)

第10条 完結した文書は、事務局において編さんし、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

- 2 会則第19条の規定により本会が解散したときは、保存する文書を青森市へ引き継ぐものとする。

(公印)

第11条 事務局が使用する公印の種類は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第12条 前3条に定めるもののほか、文書及び公印の取扱いについては、青森市文書取扱規程（平17年4月1日規程第4号）、青森市文書編さん保存規程（平成17年4月1日規程第5号）及び青森市公印規則（平成17年4月1日規則第14号）の例による。

第5章 服務及び旅費

(服務)

第13条 職員の服務については、青森市職員服務規程（平成17年4月1日規程11号）の例による。

(旅費)

第14条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額及び支給方法は、青森市職員等の旅費に関する条例（平成17年4月1日条例第60号）及び青森市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年4月1日規則第56号）の例による。

（費用弁償）

第15条 委員等が会務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。ただし、本会の会議の出席に要する経費については、この限りではない。

- 2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法は、前条の規定を準用する。

第6章 財務

（予算）

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

- 2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第19条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、青森市財務規則（平成17年4月1日規則第63号）その他の青森市の財務に関する規則等の例による。

第7章 補則

（委任）

第21条 この規定に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月29日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

1	事務局の組織、人事、服務等に関すること。
2	総会、常任委員会及び専門委員会の事務に関すること。
3	本会の事業計画及び事業報告に関すること。
4	本会の予算及び決算に関すること。
5	その他、本会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第 2（第 4 条関係）

事務局長	青森市経済部長
事務局次長	青森市経済部 国スポ・障スポ大会推進課長
事務局職員	青森市経済部 国スポ・障スポ大会推進課職員及び会計年度任用職員

別表第 3（第 7 条関係）

事 項	事務局長専決	事務局次長専決
1 職員の任命に関する こと	第 4 条第 3 項の規定により、 会長が特に必要があると認め た職員の任命に関すること	
2 旅行命令に関するこ と	委員等の旅行命令に関するこ と	
3 職員の事務分掌に関 すること		事務局職員の事務分掌に関す ること
4 総会等の開催事務に 関すること	総会及び常任委員会の開催に 関すること	専門委員会及び連絡会議等の 開催に関すること
5 文書に関する事務に 関すること	重要な通知、申請、照会等に 関すること	軽易な通知、申請、照会等に 関すること
6 資金前渡職員に関す ること		任命に関すること
7 予算の流用に関する こと	科目の流用	費目の流用
8 業務の委託に関する こと	1 件の予定価格が 1, 0 0 0 万円 未満のもの	1 件の予定価格が 2 0 0 万円未満 のもの
9 工事の請負、修繕及 び賃貸借に関すること	1 件の予定価格が 2, 0 0 0 万円 未満のもの	1 件の予定価格が 5 0 0 万円未満 のもの
10 物品の購入及び製造 の請負に関すること	1 件の予定価格が 5 0 0 万円未満 のもの	1 件の予定価格が 1 0 0 万円未満 のもの
11 8 から 10 以外の契約 等に関すること	重要なもの	軽微なもの

12 刊行物の発行に関する こと	特に重要な刊行物に関する こと	刊行物の発行に関する こと
13 その他	前各号に掲げるもののほか、 これらに類するものと認めら れる事項に関する こと	前各号に掲げるもののほか、 これらに類するものと認めら れる事項に関する こと

別表第 4（第 1 1 条関係）

公印の種類	形状	寸法	書体
第 8 0 回国民 スポーツ大会 青 森 市 準 備 委員会会長印	正方形	2 7 ミリメートル	てん書体
第 8 0 回国民 スポーツ大会青森 市準備委員会 事務局 長 印	正方形	2 3 ミリメートル	てん書体